



「ダメ出し」社会を明るく変える「ホメ出し」技術とは？

突然ですが、みなさんは誰かをホメることは得意でしょうか？
世の中を見渡してみると、誰かをホメる言葉よりも「ダメ出し」や「叩き」の言葉のほうが圧倒的にあふれています。

そもそも「ダメ出し」は相手を否定するだけなので、とても簡単にできてしまいます。一方、相手をホメることは簡単ではありません。

「コピーライター」の澤田智洋さんは、「相手にホメ言葉を贈る『ホメ出し』は、キャッチコピーを書くことと極めて近い」と話します。

「キャッチコピーを考える作業とは、対象となる企業や商品の魅力を観察し、発見し、言葉にする行為です。これは『ホメ出し』の作業そのものだといえるでしょう」(澤田さん)

そこで今回は、澤田さんにコピーライター式の「ホメ出し」の技術を教えてもらいましょう。ホメるのが苦手という人も、この手順に従えば「ホメ出し」の達人に一歩近づけます。

1. 「惚れレンズ」を装着する
「ホメ出し」は、相手のいいところを見つけることからスタートします。そのためにはまず、「惚れレンズ」を装着して相手を見てください。

2. 観察する
「惚れレンズ」を装着したら、相手をつぶさに観察しましょう。このとき、さまざまな「観察軸」から多面的に相手の魅力を分析することがポイントです。

3. 発見する
「惚れレンズ」を装着して相手をよく観察すると、相手の魅力を発見できるようになります。発見とは相手のいいところに「ハッ」とすること。

国民全員がメディア化しているといってもよいこの時代、一人ひとりの言葉には社会に対する影響力があります。「ダメ出し」にあふれた社会は暗く窮屈ですが、ひとりでも多くの人達の「ホメ出し」の積み重ねによって、明るく心地いい社会に変えていけたらよいですね。

監修 澤田智洋さん

コピーライター。世界ゆるスポーツ協会代表理事。1981年生まれ。言葉とスポーツと福祉が専門。幼少期をパリ、シカゴ、ロンドンで過ごした後、17歳で帰国。2004年、広告代理店入社。アミューズメントメディア総合学院、映画「タークナイト・ライジング」、高知県等のコピーを手掛ける。2015年にだれもが楽しめる新しいスポーツを開発する「世界ゆるスポーツ協会」を設立。これまで100以上の新しいスポーツを開発し、20万人以上が体験。また、一般社団法人障害攻略課理事として、福祉領域におけるビジネスを推進。著書に『わたしの言葉から世界はよくなるコピーライター式ホメ出しの技術』（巨伝会議）、『ガチガチの世界をゆるめる』（百万年書房）、『マイノリティデザイン』（ライツ社）がある。https://twitter.com/sawadayuru

以上

※掲載内容の無断転載を禁じます

道路交通法においては、第71条に運転者が遵守しなければならない以下の1から14の事項が定められています。また、各事項を違反した場合の罰則等も下表の通り定められています。今回は、その中から「泥はね運転の禁止」「乗員や積載物の転落や飛散時の措置」「積載物等の転落や飛散の防止」「騒音運転等の禁止」「携帯電話使用等の禁止」を取り上げます。

【運転者の遵守事項と交通違反の種類・罰則等の一覧表】（2022年9月1日現在）

Table with 5 columns: 運転者の遵守事項, 交通違反の種類, 罰則, 点数, 反則金 (単位: 千円) \* 2. Rows include items like 泥はね運転の禁止, 身体障害者や幼児等の保護, etc.

- \* 1 「罰則」の欄の、Aは「5万円以下の罰金」、Bは「3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金」、Cは「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」、Dは「6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金」となります。
\* 2 「反則金」の欄の「大型」には、「中型」、「準中型」、「大型特殊車」が含まれ、「原付」には、「小型特殊」が含まれます。
\* 3 小型特殊自動車のみ適用されます。
\* 4 違反時に酒気を帯びていた場合の点数（酒気帯び点数）は省略しています。

- 1. 泥はね運転の禁止
ぬかるみや水たまりを走行するときは、泥水等の汚水を飛散させて歩行者等（歩行者だけでなく、自転車などの他の車両や他人の所有する家屋の壁や塀などの建造物も含まれます）に迷惑をかけることのないようにしなければなりません。
2. 乗員や積載物の転落や飛散の防止
走行中に乗車している人がドアから転落すれば重大事故につながります。
3. 積載物の転落や飛散時の措置
道路に転落したり飛散した積載物を路上にそのまま放置しておく、後続車が積載物に衝突するなどの交通事故や交通渋滞の原因となります。
4. 騒音運転等の禁止
「騒音運転等」とは、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑をかけるような騒音を立てて車を発進したり、急加速する行為や、空ぶかし（原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機回転数を増加させること）をする行為をいいます。
5. 携帯電話使用等の禁止
走行中に携帯電話やスマートフォンなどの通話や使用、カーナビゲーション等の画像表示用装置を注視することは禁止されています。

以上

取扱代理店 株式会社 ジェイ・アイ サービス
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-1-5
サカエ御苑ビル901
TEL: 03-3355-1131
FAX: 03-3355-2981

引受保険会社 三井住友海上火災保険
東京東支店 第二支社
〒101-8011
千代田区神田駿河台 三井住友海上駿河台新館19階
TEL: 03-3259-6834
FAX: 03-3259-5579